

《平成24年度薩摩川内市事務事業評価表》

1 事務事業の位置付け(Plan)							
事務事業名	一般廃棄物及び資源ごみ収集業務事業				担当者	橋口	
所管部課名	市民福祉部環境課				事業の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法	
事業の種類	☑ソフト事業 ☐建設・整備事業 ☐施設管理 ☐内部管理						
総合計画上の位置づけ	施策の基本方針	政策(章)	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		主要施策(節)	ごみ処理の充実	
					施策(項)	総合的・計画的なごみ処理対策の推進	
予算科目等	会計	一般会計			款	衛生費	
	項	清掃費			目	廃棄物処理費	
	事項	一般廃棄物処理費			細事項	一般廃棄物処理費	
事業の概要							
・一般廃棄物を環境に影響を与えないうちに収集・運搬する。 ・資源化するものについて適正に処分する。							
2 事務事業の実施 (Do)							
事業の内容	対象(誰を、何を対象とする事業か)	家庭から排出される一般廃棄物 ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ【一部】 ・資源ごみ		事業開始年度		平成16年度	
				活動指標(市として何を行うか?)	指標名	・分別の統一 ・焼却施設の集約 ・ごみの減量化、分別徹底の啓発	
	手段(市がどのような活動をするか)	委託収集・運搬			最終目標値	—	
				最終年度	平成32年度		
	意図(どのような目的で事業を行うか)	適正に分別されたごみの収集を実施。		成果指標(活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)	指標名	1人1日当たりのごみの排出量	
					最終目標値	資源ごみ 203g 資源ごみ以外413g 計616g	
				最終年度	平成32年度		
経費及び指標の推移	項目	単位	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算額	平成25年度見込み	平成26年度見込み
	事務事業費	千円	335,845	308,486	338,868	292,267	292,267
	消耗品費						
	・資源ごみ回収資材		290	1,671	1,302	1,302	1,302
	・リサイクル推進員腕章						
	印刷製本費		948	939	7,363	940	940
	・ごみ出しカレンダー、ハンドブック						
	光熱水費		33	21	25	25	25
	・粗大ごみ中継施設分						
	通信運搬費		239	173	3,612	0	0
	・カレンダー、ハンドブック、甌島廃家電配送						
	委託料	333,304	305,682	315,000	290,000	290,000	
	・ごみ収集委託						
	・PCB廃棄物処理委託	0	0	11,566	0	0	
	使用料及び賃借料	1,031	0	0	0	0	
	・減容機リース料						
	要員配置状況	人	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	職員		2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	嘱託員						
	臨時職員等						
	活動指標の推移				・入来・祁答院、甌島地域のごみ処理体制の検討 ・ごみ分別統一ハンドブック作成	・入来・祁答院ごみ(さつま町クリーンセンター⇒川内クリーンセンター) ・甌島クリーンセンター休止(予定) ・甌島可燃ごみを川内クリーンセンターで焼却(予定) ・ごみ分別の統一(乾電池の分別開始)	・川内クリーンセンターの委託拡充(予定)
	成果指標の推移		資源ごみ93g 以外 721g 計 814g	資源ごみ 91g 以外 730g 計 821g	資源ごみ103g 以外 695g 計 798	資源ごみ115g 以外 660g 計 775g	資源ごみ106g 以外 624g 計 730g
財源内訳	事務事業費	千円	335,845	308,486	338,868	292,267	292,267
	国・県支出金						
	その他				2,459	2,459	2,459
	一般財源		335,845	308,486	336,409	289,808	289,808

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当でない (上記選択の理由) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物処理計画、一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託基準に基づき処理している。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市で実施すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市の責務である。
効率性	事業費の削減余地 ☒ 削減余地がある ☐ 削減余地はない (上記選択の理由) ・資源ごみ分別種類の拡充。(資源ごみ売却収入の増。焼却処理。最終処分処理に係る経費の削減) ・資源ごみの売り払い収入還元金を川内地域においては、地区コミ単位の資源ごみ収集実績で還元しているため、収集運搬ルートが地区コミ単位となり非効率である。世帯割で還元しても実績とほぼ変わらないため、これを世帯割での還元に見直す。(効率的な収集運搬ルートが図られ収集委託料のコスト削減) ・ごみの有料化やし尿汲み取りと同じ戸別収集を検討する。(市コストは減少するが、市民の負担が大、不法投棄の増加が心配される。) ・資源ごみを自治会・地区コミ等の地域と資源化業者による直接の集団回収(旧廃品回収)を実施。(市の委託料の削減、自治会等に直接資源ごみ売却収入が還元される。) ・ごみ収集運搬業務委託入札の検討。(競争性の導入、甌島の蘭牟田瀬戸架橋開通時、ごみの有料化と併せ検討の必要あり。) ・施設の集約化、ごみ分別の統一等を行い収集コストの削減を図る。
	人件費の削減余地 ☐ 削減余地がある ☒ 削減余地はない (上記選択の理由) ・苦情処理、減量化、リサイクル等一般廃棄物対策の事務を職員3名、嘱託員1名で対応しており、これ以上の削減は厳しい。
有効性	成果の達成度 ☐ かなり高い ☐ やや高い ☒ 低い (上記選択の理由) ・市が実施する収集運搬ではない南日本新聞回収やPTA、スーパー回収等の増加及び人口減少によりごみの総量は、減少傾向にあるが、1人1日当りのごみの排出量は横ばいである。
	成果の向上余地 ☒ かなりある ☐ ある程度ある ☐ ほとんどない (上記選択の理由) ・市民一人ひとりが生ごみをたい肥化して使用するなど「ごみを出さない」。フリーマーケットに出品するなどの「ごみの再利用」、資源ごみとして分別する「ごみの再生利用(資源化)」を徹底することによりごみの総量が減少する。
4 事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)	内部評価結果 今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☒ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 上記方向の理由 ごみ収集後の焼却処理、最終処分に施設整備と維持管理に多額の経費を要することから、適切な一般廃棄物及び資源ごみ収集のためには、①ごみの分別推進による可燃ごみ等の収集量の減少、②ごみ収集に係るコスト削減、③施設の集約化を進める必要がある。 改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・資源ごみの分別区分を段階的に増加。 ・効率的なごみ収集体制を図る。 ・施設の集約化を進める。
	外部評価結果 事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 外部評価結果のまとめ
外部評価(二次)	

薩摩川内市の一般廃棄物収集体制について

1 収集・処分の推移（環境白書抜粋）

区 分			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H 22
人口 (A)		人	105,136	103,015	102,397	101,703	101,153	100,674	100,278
世帯数 (B)		世帯	44,786	44,623	44,740	44,984	45,170	45,311	45,617
収集 所数	可燃	箇所	1,386	1,392	1,408	1,388	1,416	1,392	1,408
	不燃	箇所	903	885	865	869	897	875	876
	資源	箇所	750	742	749	746	755	746	748
委託収集		t	24,664	24,511	24,465	23,443	22,943	22,466	22,016
直接搬入		t	8,248	7,863	7,645	7,746	7,535	7,753	7,774
可 燃		t	25,030	25,239	24,561	24,611	24,538	24,404	24,243
不 燃		t	1,510	1,270	1,847	1,380	1,070	1,056	1,022
粗 大		t	867	906	1,076	1,011	1,084	1,137	1,127
資 源	紙 類	新聞・雑誌	t	2,636	2,344	2,266	1,912	1,642	1,459
		紙製容器	t	0		0	1	0	9
		紙パック	t	4	6	4	4	11	7
		ダンボール	t	546	471	390	366	349	340
	缶 類	アルミ	t	151	107	93	84	78	76
		スチール	t	192	184	147	132	120	104
	ビン 類	生きビン	t	159	146	142	139	129	112
		ワンウェイビン	t	860	809	763	751	689	654
	ペットボトル		t	183	173	157	159	146	146
	プ ラ 類	トレイ	t	52	51	40	43	40	59
		プラ	t	716	664	618	591	575	541
	小 計		t	5,504	4,959	4,626	4,186	3,784	3,398
合 計(D)		t	32,912	32,375	32,110	31,189	30,478	30,220	29,790
うち上甌島				706	639	624	616	613	604
うち可燃				624	539	523	527	533	525
うち下甌島				1,105	1,023	974	1,148	1,128	1,030
うち可燃				934	694	671	815	818	774

※ 18年度のごみ量には北部豪雨災害分も含む。

※ 新聞・雑誌類が激減 ⇒ 南日本新聞の古紙回収、PTA回収の影響あり

※ ダンボール、缶類が減少 ⇒ スーパー回収、PTAでの回収の影響

※ プラが激減、可燃ごみが人口減少なのに横ばい ⇒ プラが可燃ごみで出されている可能性あり

（参考）南日本新聞古紙回収状況

区 分	単位	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H 22
回収量	t					614	693	697

2 各単位当たりごみ排出量（環境白書抜粋）

区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H 22
市民一人当たり年間ごみ排出量 kg	可燃	238	245	239	241	242	242	241
	不燃	14	12	18	13	10	10	10
	粗大	8	8	10	9	10	11	11
	資源	52	48	45	41	37	35	33
	合計	313	314	313	306	301	300	297
市民一人当たり日間ごみ排出量 g	可燃	652	671	657	661	665	664	662
	不燃	39	34	49	37	29	29	28
	粗大	23	24	29	27	29	31	31
	資源	143	132	124	112	103	99	93
	合計	858	861	859	838	826	823	814

3 各単位当たりごみ処分経費（環境白書抜粋）

区分		単位	H19	H20	H21	H 22
クリーンセンター		千円	504,818	541,962	635,429	515,123
最終処分場		千円	3,083	144	90	18
収集経費		千円	266,551	267,761	263,603	269,208
その他		千円	117,139			
合 計		千円	891,591	926,270	1,008,791	912,381
1 t 当	収集経費	円	11,370	11,670	11,733	12,227
	処理経費	円	20,040	21,605	24,658	21,589
計		円	28,586	30,390	33,381	30,626
市民1人当	収集経費	円	2,621	2,647	2,618	2,684
	処理経費	円	6,146	6,510	7,402	6,414
計		円	8,767	9,157	10,020	9,098
一世帯当	収集経費	円	5,925	5,928	5,818	5,901
	処理経費	円	13,895	14,578	16,446	14,099
計		円	19,820	20,506	22,264	20,000

4 市内の一般廃棄物処理業者数

(24 年 6 月末現在)

区分	全数	川内	さつま	上甑島	下甑島	事業所限定
全	50	43	27	9	11	2
収集運搬	44	38	22	3	5	2
処分	6	5	5	6	6	0

- ① 川内（川内・樋脇・東郷）さつま（入来・祁答院）上甑島（里・上甑）下甑島（下甑・鹿島）
- ② 許可業者の数としては 45 業者（5 業者が収集運搬・処分とも取得。処分のみ 1 業者）
- ③ 川内ブロックのうち 3 業者は川内地域限定，1 業者は川内・東郷地域限定。
- ④ 許可区域の合計と許可件数は一致しない。
- ⑤ 区分の「限定」は，収集箇所が地域指定でなく事業所に限定している事業者数である。

5 収集委託

(1) ごみステーション数

H24. 6 月末現在

収集地域	可燃	不燃	資源
川内	871	485	399
樋脇	136	91	86
入来	122	77	72
東郷	81	82	44
祁答院	69	48	34
里	31	10	29
上甑	33	10	17
下甑	66	66	60
鹿島	7	7	7
計	1,408	870	748

(2) 委託収集業者の車両台数(委託業務分)

24 年 5 月末現在 単位：台

2t パッカー車	3t パッカー車	4t パッカー車	2t トラック	4t トラック
7	3	11	11	2

6 ごみの減量化・資源化の推進

現状と課題

本市の一般廃棄物の処理は、合併前の旧市町村ごとに収集方法、分別方法、処理施設などが異なっていました。しかし、現在、分別方法等の統一化を進めており、中間処理についても川内・さつま・上甕島・下甕島の4ブロックに再編し、川内クリーンセンター等で最終処分を行っています。

ごみの減量化・資源化については、現在、すべての地域でプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集を行っています。特に、川内・東郷地域が開始した平成15年度からは、リサイクル率が増加し、ごみの排出量も減少傾向にあります。今後も、分別収集の徹底・拡充、レジ袋の使用抑制、生ごみのコンポスト化の促進などにより、ごみの排出量の抑制に取り組んでいく必要があります。

また、最終処分は、さつま町に委託している入来・祁答院地域を除きすべてを川内クリーンセンターで処分しています。しかし、埋立地の残余容量が少なくなっていることから、一層のごみの減量化に努め、最終処分場の整備を図っていく必要があります。なお、老朽化が進んでいる焼却施設についても定期的な補修を行うとともに、今後の施設整備についても検討していく必要があります。

今後は、循環型社会の構築を目指し、ごみ処理基本計画に基づいて各主体が協働しながら廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、計画的な施設整備などを進めていく必要があります。

目 標

ごみの減量化、リサイクルの推進により、循環型社会の構築に努めます。

市民の取り組み

- 使い捨て商品の購入を見直し、リサイクルしやすい商品の購入に努めます。
- 簡易包装を要請します。
- 買い物袋を持参します。
- 長期間利用可能な製品の購入に努めます。
- 拠点回収を利用します。
- 生ごみ処理機を導入します。
- 集団回収、分別収集に協力します。
- リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーを利用します。





事業者の取り組み

- 従業員の意識改革に努めます。
- 長期間利用可能な製品を開発、購入します。
- 生ごみの堆肥化を実施します。
- 再生品の利用、生産、販売に努めます。
- 過剰包装の自粛、簡易包装の推進に努めます。
- 買い物袋の持参に対してサービスを行います。
- 拠点回収の実施に努めます。
- 分別収集へ協力します。

市の取り組み

- リサイクル推進員を配置するなどごみの減量化・資源化の普及・啓発に努めます。
- 生ごみ処理機購入や集団回収の奨励に努めます。
- ごみを出さない4R運動の実践に努めます。
- ごみ処理発生状況等の情報提供に努めます。
- 拠点回収の推進、分別収集体制の確立及び適正処理の実施に努めます。
- クリーンセンターの定期的な維持補修により、適正な運用に努めます。
- 焼却施設統合の検討など循環型社会構築のための施設整備に努めます。
- 情報などの意思疎通がスムーズに図れるネットワークづくりに努めます。
- 庁舎内でのごみ減量化対策を推進します。
- グリーン購入・調達を推進します。
- 安定したごみ処理の充実に努めるため、最終処分場整備に努めます。

◆資源化量とリサイクル率の推移

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
リ サ イ ク ル 率	総ごみ排出量 (t/年)	35,223	35,542	33,964	32,912	32,375
	資源化量 (t/年)	5,774	5,810	6,639	6,791	6,350
	直接資源ごみ量 (t/年)	4,200	4,458	5,498	5,505	4,960
	中間処理後の資源化量 (t/年)	939	822	669	690	843
	集団回収量 (t/年)	635	530	472	596	547
	薩摩川内市 (%)	16.1	16.1	19.3	20.3	19.3
	鹿児島県平均 (%)	11.9	14.7	15.9	16.6	16.4
全国平均 (%)		15.0	15.9	16.8	17.6	19.0
最終処分率 (%)		13.8	13.2	12.3	12.0	11.0

資料：薩摩川内市（環境課）

注）市において把握していない事業者独自の資源化量は計上していない

第5章 ごみ処理基本計画

1 基本理念・方針

本計画においては、将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々増大し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、特異性及び廃棄物処理の現状を十分把握し、ごみの発生抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図るための基本理念・方針を定めるものとします。

ここで、資源循環型社会を実現するためには、市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、パートナーシップを構築していく必要があります。

市民は、ごみになりにくい製品や再生品を積極的に購入するなど、ごみを出さないライフスタイルに転換し、資源回収など、ごみ減量と再利用・再資源化に協力していくことが大切です。

事業者は、再生品の原材料への利用やごみになりにくくリサイクルしやすい製品の設計・製造・販売などを行うとともに、自ら販売したものを回収してリサイクル(再資源化)やリユース(再利用)に努めるなど、環境に配慮した事業活動を進めなければなりません。このように製品のライフサイクル全体(生産、流通、消費、廃棄、リサイクル/処分)を通じて、自ら生産する製品等について、生産者が生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負う、「**拡大生産者責任**」(**EPR=Extended Producer Responsibility**)という考え方で、OECD(経済協力開発機構)で検討が重ねられ、循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられています。これにより、廃棄されてごみになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられますが、製品価格が上がると販売量が減る可能性があるため、製品価格を上げないよう生産者において廃棄後にリサイクルしやすく、処理・処分時に環境負荷が低いといった製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現できることが期待されています。

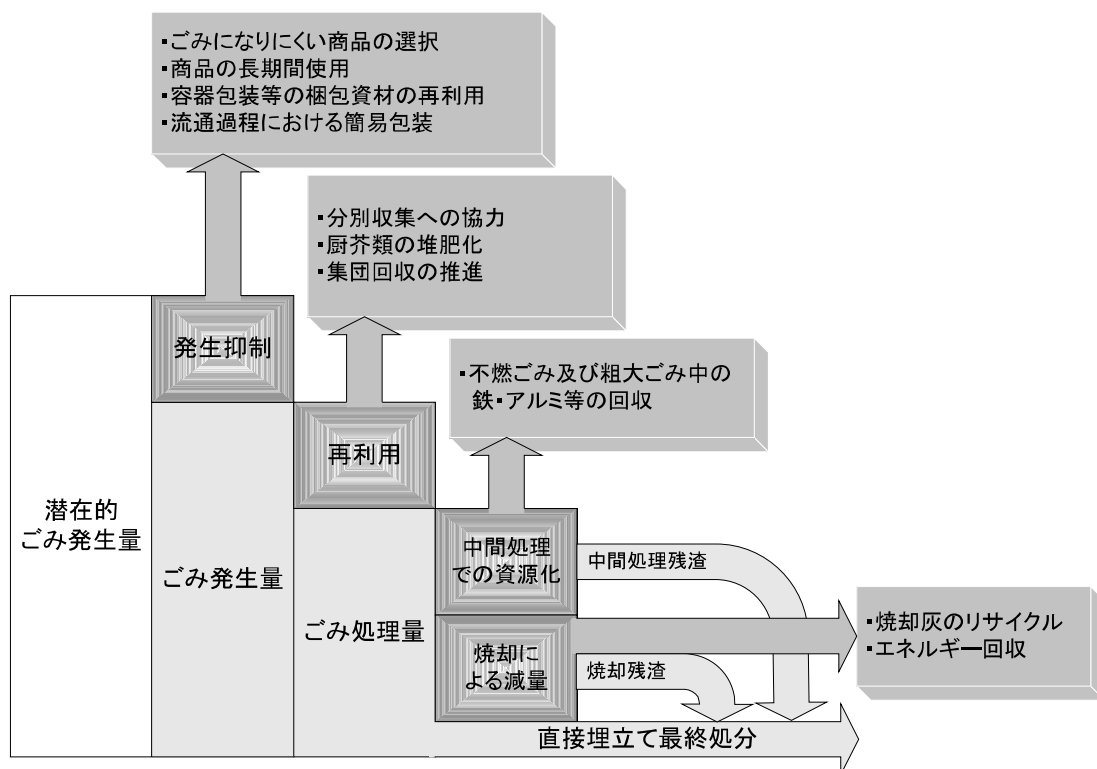
行政は、市民や事業者への情報提供や指導、技術開発の支援、制度の整備、分別収集の徹底などを進め、循環型社会の実現に向けての環境整備を行う必要があります。

また、循環型社会形成推進基本法においても、循環型社会の形成に向けて講ずべき対策の優先順位が、次のとおり明示されています。

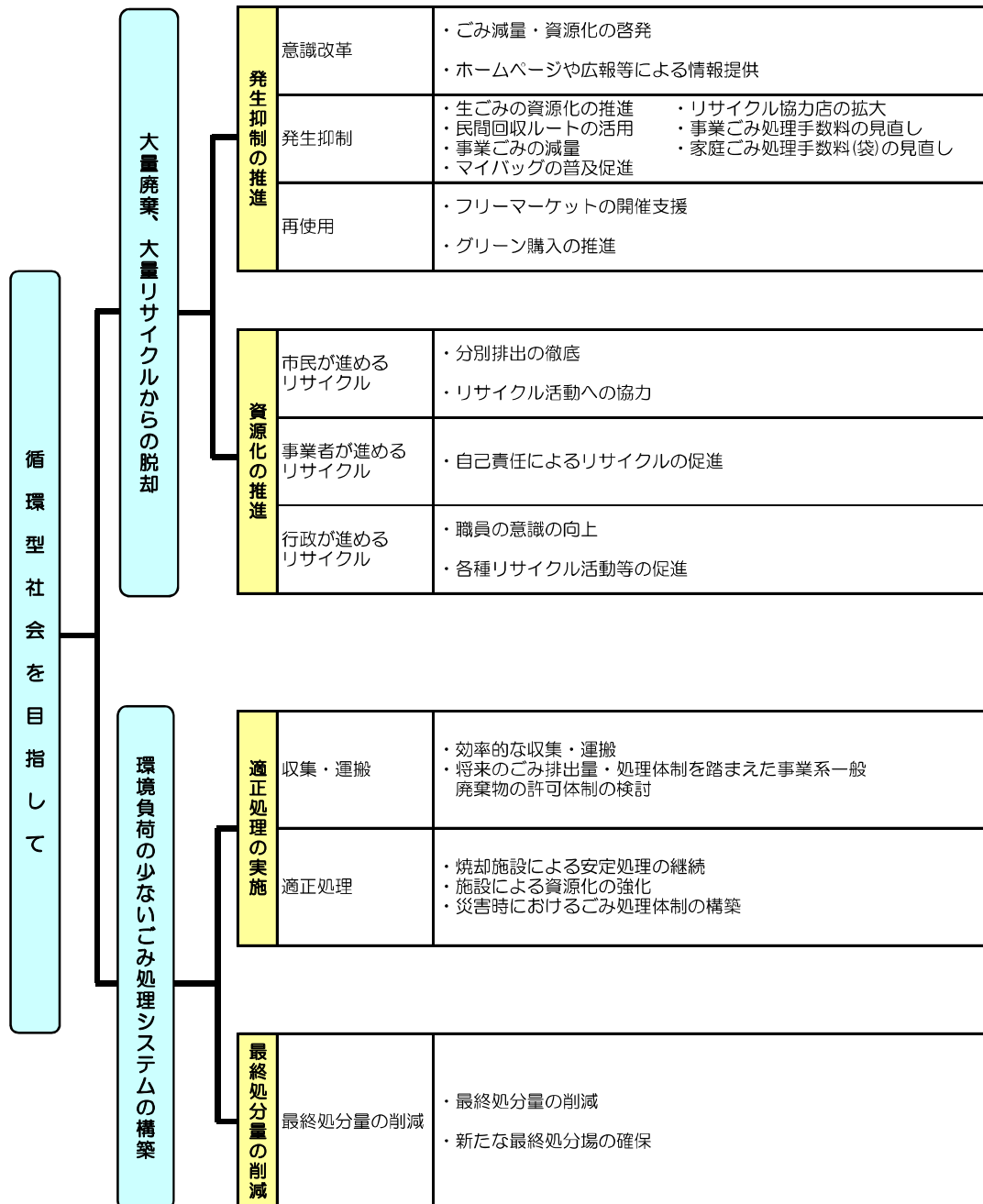
循環型社会の形成に向けて講ずべき対策の優先順位

- ・ 第1：原材料や製品等が廃棄物等になることの抑制
- ・ 第2：発生した循環資源は製品や部品として再利用
- ・ 第3：再利用されない循環資源は原材料としての再資源化
- ・ 第4：再利用・再資源化されない循環資源は熱回収
- ・ 第5：最後にどうしても利用できないものは適正処分

よって、今後の廃棄物行政は単に排出されたごみを適正に処理することに重点を置くのみではなく、ごみを減らし循環型社会への転換を図ることに、より一層重点を置かななくてはなりません。このため、「適正処理」に加えて、**リフューズ（Refuse：要らない・ごみの発生を断つ）**，**リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）**，**リユース（Reuse：使用済み製品の再利用）**及び**リサイクル（Recycle：原材料としての再資源化）**という**4R**の取り組みも重要と考えます。

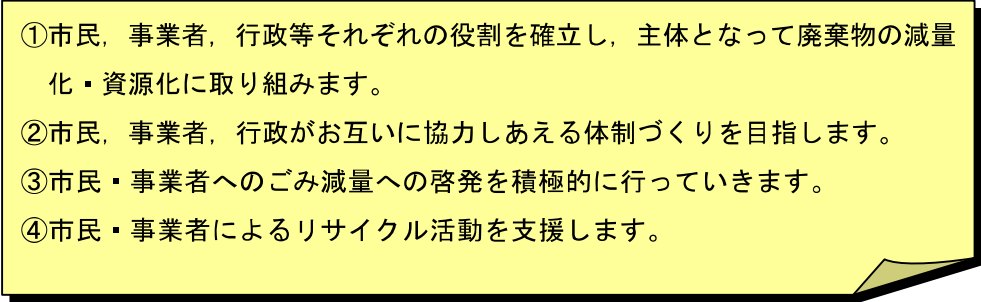


施策の体系



2 排出抑制及び資源化に関する目標

ごみの排出抑制及び資源化を推進するためには、『循環型社会形成推進基本法』にも示されているように行政、市民及び事業者等がひとつになって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するようなシステム構築が必要です。そのため、3者が一体となって「循環型社会」を構築するために次の項目を目標とします。

- 
- ①市民、事業者、行政等それぞれの役割を確立し、主体となって廃棄物の減量化・資源化に取り組みます。
 - ②市民、事業者、行政がお互いに協力しあえる体制づくりを目指します。
 - ③市民・事業者へのごみ減量への啓発を積極的に行っていきます。
 - ④市民・事業者によるリサイクル活動を支援します。

また、ごみの排出抑制・資源化としては、ごみをつくらない、排出しない、ごみからの有価物回収という方法があり、これらは、生産、流通、消費の段階で取組みをする必要がありますが、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でやるべきことを果たしていくことが重要です。

そこで、3者それぞれの果たすべき役割、具体的な排出抑制方法を次のとおりまとめました。

(1) 市民の役割

市民は、廃棄物処理法第2条の2において、「ごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされています。

また、市民の意識改革は、ごみ排出抑制及び資源化に対する大きなウェイトを占めており、本市におけるごみの排出抑制・資源化の目標を達成するには、必要不可欠なものであると考えています。市民の役割は次表のとおりです。

排 出 抑 制 方 法	
市 民	○消費生活におけるごみ減量方法
	・使い捨て商品の安易な購入を見直す
	・トイレットペーパー等の再生品の積極的な購入
	・リサイクルしやすい商品の購入
	・詰め替え商品の積極的な購入
	・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請
	・買い物袋の持参
	・長期間利用可能な製品の購入
	・故障したら修理し、できるだけ長く使う
	・リサイクルショップ等の利用
○ごみとしない資源物	
・拠点回収の利用	
・生ごみの堆肥化容器等の積極的な利用	
・家庭内でできる有効利用方法の検討	
・分別収集への協力	
○地域での取り組みへの参加	
・集団回収への積極的な参加	
・フリーマーケットやバザー等の利用	
○行政施策への協力・参加	
・市民どうしの情報交換	
・行政指導の理解と協力	
・行政が主催する企画への参加	

① 集団回収の促進等

空き缶，空きびん，紙製容器，プラスチック製容器，新聞，雑誌等については，分別収集を徹底するほか，空きびんのうち生きびんについては販売店に戻すなど，再資源化・再生利用に努めます。

また，市民団体による新聞・雑誌等の集団回収や衣類，家庭用品等の不用品交換は，ごみの減量化の観点からだけでなく，地域コミュニティの育成にも有効であることから，積極的に協力します。

② 生ごみ処理機器の活用

家庭から排出されるごみのうち，重量で最も大きな割合を占める生ごみについて，家庭用生ごみ処理機器を使用するなど積極的にごみの減量・再利用促進に努めます。

③ 過剰包装の自粛

買い物袋等のごみを減らす観点から，買い物の際には，買い物かご，買い物袋等を持参したり，贈り物等の際も簡易包装のものを選びます。

④ 再生品の使用促進，使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに，使い捨て品の使用を抑制するよう配慮します。

また，可能な限り，物をむだに消費しないように心がけます。

(2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法第3条2～3に「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされています。製造・流通・販売の段階における、ごみの排出抑制方法は次表のとおりです。

排 出 抑 制 方 法	
事業者	○ごみ減量の工夫 ・紙等の有効利用を図る ・従業員の意識改革を図る（事業所のルールづくり） ・長期間利用可能な製品の購入 ・生ごみの堆肥化実施 ○事業所内の資源物の資源化回収ルートを確立し、分別の徹底を図る ○紙類やトイレットペーパー等再生品の積極的な利用を図る ○再生利用可能な製品の開発・材質表示 ○再生利用可能な梱包材の使用 ○再生品の生産・販売の拡大、技術開発（コスト低減等） ○長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり ○過剰包装の自粛 ○資源回収方法や回収ルートの確立 ○簡易包装の推進 ○買い物袋の持参に対するサービス体制づくり ○拠点回収の実施 ○リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売 ○家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理態勢の確立 ○ごみ排出抑制・再利用計画書制度 ○分別収集への協力 ○行政施策への協力

① 発生源における排出抑制

事業者の方は，必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備するなど，発生源における排出抑制に努めます。

② 過剰包装の抑制

プラスチックトレイの使用を必要最小限にする等の，流通業界団体で自主的に作成した包装の基準を遵守するとともに，包装材料の減量化に一層努力します。

また，消費者による買い物袋持参運動に積極的に協力・支援します。

③ 流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品梱包用の梱包材等については，その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに，製造・流通事業者の責任において，回収・再利用する体制を整備していくよう努めます。

④ 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進

ごみとして排出される容器が増加していることから，使い捨て容器から繰り返し利用可能なリターナブル容器への転換を図るとともに，空き缶や空きびん等の資源として再生可能な物について製造・流通事業者による自主回収を促進します。

⑤ 再生品の使用促進等

事務用紙，コピー用紙，トイレットペーパー等に再生品を使用し，事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。

また，可能な限り，物をむだに消費しないように努めます。

(3) 行政の役割

行政は、市民及び事業者に対して意識改革を進めるために、それらを支援する施策や啓発活動を行うものとします。また、自らごみを排出するものとして、率先してごみの排出抑制・資源化に取り組めます。行政としての排出抑制・資源化の役割は次表のとおりです。

排 出 抑 制 方 法	
行政	○パンフレット、ポスターによる市民啓発活動 ○市民参加型の体験学習等の催し開催 ○事業者に対するごみ減量の指導や計画書の作成要請 ○事業者に対しての再生品製造要請 ○生ごみ処理機器や集団回収に対する奨励制度の検討 ○ごみを出さない“4R※”運動の実践 ○ごみ処理発生状況等各種データの客観的な情報公開 ○拠点回収の推進及び整備 ○分別収集体制の確立及び適正処理の実施 ○循環型社会構築のための施設整備 ○市民や事業者とのネットワークづくり ○ごみ減量化の協力店・企業への要請及び優良店・企業表彰制度の検討 ○庁舎内のごみ減量化対策の実施 ○庁舎内での積極的な再生品の利用 ○グリーン購入・調達

※：リフューズ（発生を断つ）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）

① 啓発活動の実施

市民・事業者に対して、パンフレットの配布・講習会の実施などにより、ごみ減量を呼びかけます。

② 資源化の推進

リサイクルの整備や資源化品目の拡充、補助制度の積極活用により資源化を推進します。

③ 生ごみ処理機器やごみ堆肥化容器の普及の促進

生ごみ処理機器や堆肥化容器の普及を促進し、生ごみを堆肥化することにより減量化を推進するだけでなく、自然へ帰すことにより農地や家庭菜園の植物の育成等に使用されるよう啓発を行っていきます。

3 ごみ減量の数値目標

本市におけるごみ排出量は、市民の協力もあり、減少することが見込まれ、今後とも、流通－消費－廃棄に至るまで資源の効率的利用やりサイクルを進めていきます。

(1) 目標値の設定

目標値は、1人1日あたりのごみ排出量、資源化率、最終処分率の3つの指標とし、それぞれ中間目標（平成22年度及び平成27年度）と計画目標（平成32年度）を設定します。

なお、国では「廃棄物処理施設整備計画」「循環型社会形成推進基本計画」の中で、平成22年度で達成すべき目標を次のとおり定めています。

国の目標（平成22年度）

評価指標	計画目標
1人1日あたりに家庭から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く。)	平成12年度(630g/人日)比で約20%減  504 g/人日
1日あたりに事業所から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く。)	平成12年度比で約20%減
資源化率	24%
最終処分率	13%

資料：廃棄物処理施設整備計画，循環型社会形成推進基本計画

本市のごみ排出量の見込みは次の事項を踏まえ、第4章の推計結果を本市の目標値とします。

- ごみ排出量実績は減少傾向にあり、それらを基にした推計結果においても今後減少することが予想されます。
- 収集ごみの1人1日あたりのごみ排出量（資源回収分を除く）については近年のごみ減量化・資源化の努力の甲斐もあり、既に国の平均値を下回っており、平成22年度の推計結果においても485 g/人日となり、国の計画目標値を達成することになります。
- 直接搬入ごみ量の推計結果（資源ごみ除く）においても、平成22年度では6,977t/年で平成12年度実績の10,318t/年に対して約32%減となります。
- 資源化率については、現時点では国の目標値を達成していませんが、中間目標年度平成22年度には国の目標値を達成することになります。

本市のごみ減量等の目標値

項 目		単位	実 績		見 通 し			
			平成 12 年度	平成 16 年度	中間目標年度			計画目標年度
					国の 目標	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
収 集 ご み	1 人 1 日あたりの ごみ排出量	g/人日	652	651	—	640	626	616
		%※	—	—	—	-1.8	-4.0	-5.5
	1 人 1 日あたりの ごみ排出量 (資源回収分除く)	g/人日	570	528	504	485	448	413
		%※	—	—	-20.0	-14.9	-21.4	-27.5
直 搬 ご み	年間ごみ排出量 (資源回収分除く)	t/年	10,318	7,416	—	6,977	6,529	6,079
		%※	—	—	-20.0	-32.4	-36.7	-41.1
資源化率		%	13.4	18.8	24.0	24.6	28.9	33.5
最終処分率		%	14.5	12.0	13.0	11.3	10.8	10.2

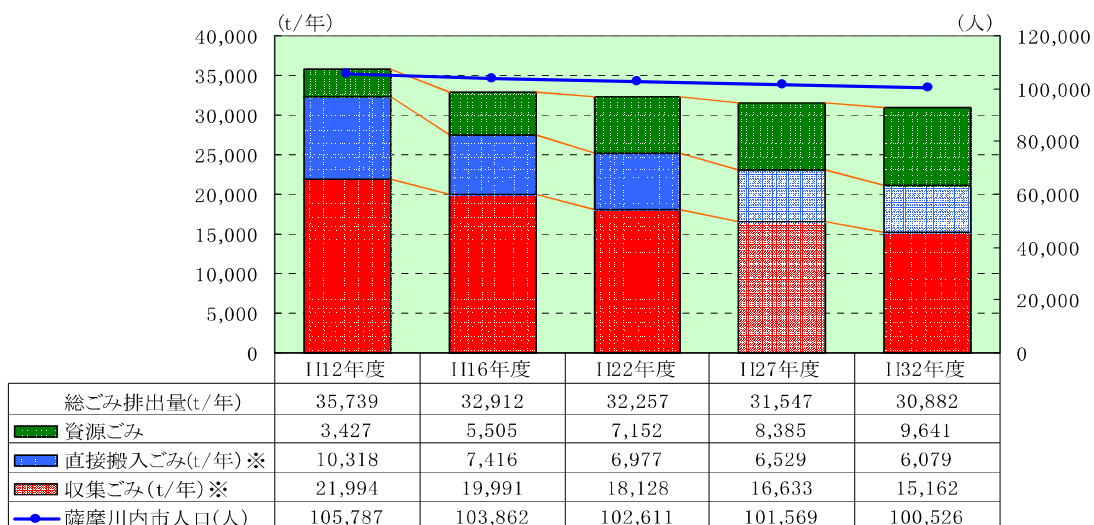
※：平成12年度に対する増減率

(2) 本市のごみ排出量の見通し

先に述べたごみ減量等の目標値を達成できるものとする、本市のごみ量は次図のとおりとなります。

資源ごみを除く収集ごみ及び直接搬入ごみとも減量を実施していくものとしており、平成12年度に対して計画目標年度である平成32年度までに収集ごみは約6,800 t 減、直接搬入ごみは約4,200 t 減、資源ごみは約6,200 t 増となり、総ごみ排出量は約4,800t減となる見込みです。

薩摩川内市のごみ排出量の見通し



※：資源回収分除く

4 排出抑制及び資源化計画

(1) ごみ処理手数料等

① ごみの手数料の徴収（有料化）の意義

- ・ 公平なごみ処理費用の負担とコスト意識の変革
- ・ ごみの発生抑制
- ・ ごみの排出抑制
- ・ リサイクル資源の分別
- ・ ごみ処理費用の削減
- ・ 優先順位に沿った廃棄物管理の推進
- ・ ごみ，環境問題への関心の高まり

② 今後の方針

本市においては，現在ごみの発生抑制及び公平化を図るため，家庭系ごみについては有料指定袋制度を導入しています。また，クリーンセンターへ直接持ち込まれる事業系ごみ等についてはごみ処理手数料の徴収を実施しています。

その結果，本市のごみは市民の協力により，減少している状況から家庭用ごみ袋料金の変更（値上げ）は，現状では必要ないものと考えられます。

また，事業系の直接持ち込みのごみ処理手数料については，受益と負担のあり方の視点，ごみの減量・リサイクル促進など様々な角度から，現行の自己搬入ごみ手数料について検証を行い，その改定の必要性について今後検討します。

(2) 事業系ごみの減量化

現在，事業系の一般廃棄物は許可業者もしくは直接事業者が持ち込みによりクリーンセンター等の処理施設へ搬入され処理しています。これらの事業系ごみを減量するため，次の事項を実施していきます。

- ・ 事業者及び許可業者に対するごみ分別指導の実施
- ・ 市外ごみの受入拒否（搬入ごみの監視）
- ・ 事業系ごみのリサイクル事業の調査及び事業者への紹介

(3) 家庭系生ごみのコンポスト化

現在、既に生ごみ処理機器の補助制度を設けていますが、補助金額については他市町と大きな差はないと考えています。今後は制度の啓発により一層の普及を図ります。

- ・ 広報を充実させ、補助制度のより一層の普及
- ・ 生ごみ処理機器利用者間や堆肥の利用先等を含めた情報交流のネットワークづくりの支援

(4) 排出事業者による店頭回収・自主回収

資源ごみの店頭回収や自主回収の促進のため、広報やホームページの利用等、市として協力できる方法がないか検討を行います。

(5) 廃棄物再生事業者の協力

一定の要件を満たす廃棄物再生事業者について、都道府県知事への登録を認めることによって、優良な再生事業者の育成を図るとともに市町村における一般廃棄物の再生への協力体制を整備し、廃棄物の再生利用を推進する制度です。この登録制度は、市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的のひとつとしています。したがって、登録を受けた再生事業者の方は、市町村から集団回収など、一般廃棄物の再生について協力を求められたときは、できるだけそれに応じることが必要です。

今後、廃棄物再生事業者への協力を要請し、ごみ減量を促進していきます。

5 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する目標

本市におけるごみ収集・運搬は、施設の広域化により見直しが必要となります。そこで、本市における収集・運搬計画の目標を次のように設定します。

- ① 市内で排出方法を統一します。
- ② 速やかな収集体制及び安定的な施設搬入を行うための収集・運搬体制の整備を図ります。
- ③ 分別排出の徹底を図ります。

(2) 家庭系ごみ収集方式

現在、上甕地域、里地域及び下甕地域のみが直営方式となっています。委託方式の方が一般的に収集コストが低く、かつ、採用市町村が増えています。今後は、本市でも委託方式で統一を図って行くものとします。

(3) ごみステーション

現在、ステーションは自治会により設置を行い、自治会で管理をしていますが、自治会の未加入者のごみ排出場所確保、マナーの徹底の面で課題があります。今後の方針として次の事項を検討していきます。

- ・20世帯あたりに1箇所としていたステーションを、より増やせるよう設置基準の見直しを検討します。
- ・市民誰もが利用できる公設ステーション設置を検討します。

(4) 高齢者・独居老人宅のごみ・資源収集体制

高齢化社会の進展及びごみ分別種類の増加に伴い、高齢者の方や独居老人によるごみ分別については、負担が大きく、前項の「ごみステーションについて」の方針も含めた対応を検討します。

(5) 家庭ごみ分別区分

現在，各地域によって分別区分が異なるため，将来的に次表の分別区分に統一を図っていくものとします。

家庭ごみの分別区分

分別品目			排出形態
燃やせるごみ			指定袋
燃やせないごみ			〃
資源ごみ	缶類	スチール缶	ネット等
		アルミ缶	
	びん類	生きびん	コンテナ等
		透明びん	〃
		茶びん	
		その他びん	
	プラ類	ペットボトル	ネット等
		白色トレイ	
		白色発泡スチロール	
		容器包装プラスチック	
	紙類	新聞・チラシ	紙紐
		雑誌	
		ダンボール	
		紙パック	
		その他紙・紙製容器包装	
	ガス缶類（乾電池含む）		コンテナ等
有害	蛍光管		箱等
粗大ごみ			原型のまま

(6) 一般廃棄物処理業の許可方針

一般廃棄物の収集運搬許可は市町村が行っていますが、現在、市内の許可業者は旧市町にそれぞれ許可を受けていたため、収集運搬区域が市内の一部のみという業者も少なくありません。

現在、市内のごみ処理は合併前の処理体制を引き継いでいるため、5ブロックに分けていますが、将来的に広域処理していく予定であるため、収集運搬もより広域的に対応できる体制を整える必要があります。同市内で収集できる区域とできない区域が存在することは、将来的に一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあるため、市内で許可をもっている業者及びこれから許可を取得していく業者に対しては、市内全域での収集を行えるものとしていきます。なお、次の事項について検討を行っていきます。

- ・事務手数料の検討
- ・一般廃棄物収集運搬業の許可要件の設定

(7) 在宅医療廃棄物の処理の検討

注射針については、ほとんどの市町村が回収していない状況です。理由としては、感染性の恐れがあり、収集作業員の針刺し事故が起こることが多いことです。市町村によっては、医師会、薬剤師会、医療機関、薬局との協議により、医療機関等により引取を行っている例があります。

本市は、このような在宅医療廃棄物の取扱は医学的専門知識を要することから医療機関で引き取るよう調整を図っていきます。

(8) 安全作業

廃棄物処理事業に関係する労働者の災害を防止するため、昭和60年に旧厚生省より「廃棄物処理事業における事故防止マニュアル」が出されています。この中の収集・運搬作業中の災害について実例、防止対策を参考に安全作業に努めます。

6 中間処理計画

(1) 将来の中間処理の基本方針

現在、本市の可燃ごみは川内、上甕島、下甕島、鹿島の4つのクリーンセンター及びさつま町クリーンセンター（入来及び祁答院分をさつま町へ委託）で処理しています。

本市の中間処理施設のうちごみ焼却施設は4施設ありますが甕島の3つのごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、今後の処理体系を見直す必要があります。

このことを踏まえて、本市の中間処理の基本方針を以下のとおりとします。

- 鹿島クリーンセンターは、休止とし（緊急時には稼働）、下甕地域と鹿島地域の燃やせるごみは下甕クリーンセンターで処理を行います。
- 上甕地域と里地域の燃やせるごみは、上甕島クリーンセンターで引き続き処理を継続します。
- 計画期間内に入来及び祁答院のごみを川内クリーンセンターの処理施設へ搬入し処理を行います。
- 焼却施設については将来的に1施設に統合すべきか、本土と甕島それぞれに分散するかについて調査・研究を行い、中間処理施設の整備更新を検討します。
- 甕島の4地域の燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び焼却灰は現状とおりの処理とします。

(2) 中間処理量

本市の目標年度における中間処理の対象物及び量は、次表のとおりです。

焼却処理の対象物及び量

項 目	単位	中間目標		計画目標
		平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
可燃ごみ	t/年	22,699	20,841	19,009
選別残渣		747	725	701
焼却処理量		23,446	21,566	19,710

破碎・選別処理の対象物及び量

項 目	単位	中間目標		計画目標
		平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
不燃ごみ	t/年	1,425	1,353	1,279
粗大ごみ		981	968	953
破碎・選別処理量		2,406	2,321	2,232

7 最終処分計画

(1) 将来の最終処分場整備の基本方針

現在、本市の埋立処分は、全て川内クリーンセンターの最終処分場で、維持管理基準に基づき実施しています。（入来・祁答院地域の分は、さつま町クリーンセンターに委託しています。）

平成 16 年度末現在の埋立地の残余容量は 28,629m³となっており、過去の実績から計算しますと今後約 6 年分（平成 18～23 年度）の埋立容量しかありません。

今後も、最終処分場の延命化に努めてまいります。計画・工事期間を考慮しますと、早急に最終処分場整備に向けて検討を進める必要があります。

本市の最終処分場の基本方針を以下のとおりとします。

- 埋立処分を行う際には、中間処理を行うことで資源化・減容化を図り、新設処分場整備まで現有処分場の延命化に努めます。
- 適正な維持管理を行い、生活環境の保全に努めます。
- 平成 24 年度供用開始を目指して新たな最終処分場を整備します。
- 埋立地の早期安定化を図ると共に、跡地利用計画に沿った埋立処分を行います。

(2) 施設整備スケジュール

最終処分場の残容量調査によると、川内クリーンセンターの最終処分場の埋立完了予定(平成 21 年度)は 2 年延び平成 23 年度となる見込みです。この理由としては、ここ数年ごみの減量が進んだ効果と考えられます。

よって、平成 23 年度を埋立完了予定年度とした最終処分場の整備スケジュール(案)は、次表のとおりになると考えられます。

川内クリーンセンター最終処分場の整備スケジュール（案）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
既存最終処分場	埋 立 期 間						
新設最終処分場	計画・設計期間				工事期間		埋立開始

(3) 最終処分量

① 目標年度における最終処分量

本市の目標年度における最終処分の対象物及び量は、次表のとおりです。

最終処分の対象物及び量

項 目	単位	中間目標		計画目標
		平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
選別不燃	t/年	890	859	827
焼却灰		1,931	1,776	1,622
固形灰		836	768	700
最終処分量		3,657	3,403	3,149

※覆土量は、含んでいない。

② 最終処分量の累積量

本市では、ごみ焼却施設からの焼却灰、ダスト固化物、粗大ごみ処理施設等からの選別残渣が処分対象物です。今後の必要埋立容量を算出する際に必要な埋立対象物体積換算係数は、実績値を参考に次のように設定します。

採用体積換算係数（参考）

項 目	単位体積重量 (t/m ³)	体積換算係数 (m ³ /t)	備 考
焼却灰	1.08	0.93	川内クリーンセンター実績値より決定
ダスト固化物			
選別残渣			

本計画採用体積換算係数を用いて算出した場合、本市の平成 32 年度までにおける必要埋立容量は、次に示すとおりとなります。

必要埋立容量：約 53,000m³程度（覆土は含まない。）

(4) 既存最終処分場の適正閉鎖等に関する考え方

本市では、現在埋立中の川内クリーンセンター最終処分場のほかに、本土に 5 箇所、甌島に 8 箇所の停止中の最終処分場があります。

これら 13 箇所の最終処分場は、遮水設備や浸出水処理施設が整備されていない、いわゆる安定型処分場であることから、現在は全て搬入を停止し、適正閉鎖に向けて計画や地下水等の調査を実施しています。今後も、引き続き調査を実施し、適正閉鎖に向けて年次的に取り組めます。

8 その他の処理計画

(1) 災害ごみの処理計画

地震等の災害時に発生する災害ごみの処理体制の確保を図るため、災害時の廃棄物処理は次のとおりとします。なお、詳細は「薩摩川内市地域防災計画」のとおりとします。

① 基本方針

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努めます。
- ・倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保します。
- ・ごみ収集及び処理計画を立案し、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行います。
- ・その他所用の計画に基づいて実施します。

② 実施方法

災害時に発生したごみは、市民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理にあたります。

③ 臨時集積所

場所は公共的な空き地とし、環境衛生上の問題を考慮します。

④ ごみ収集運搬及び処分の方法

- i 委託業者により収集して行い公共的な場所については清掃部隊を編成します。
- ii 一般廃棄物の収集は、避難所及び被災地を優先的に行います。
- iii 食物の残渣物を優先的に収集します。
- iv 収集したごみは、ごみ焼却施設で焼却し、やむを得ない場合は野天焼き埋没等環境衛生上支障のない方法で行います。

(2) 不法投棄対策

広報により不法投棄の禁止を啓発するとともに、発見者からの連絡体制を明確にし、環境美化推進員による巡回パトロール等を実施します。

(3) 広域的相互支援に関する事項

廃棄物処理行政の重要性と広域性に鑑み、一般廃棄物処理に係る広域的相互支援について近隣市町と連携をとり、災害等の緊急事態時の施設支援体制を構築していきます。

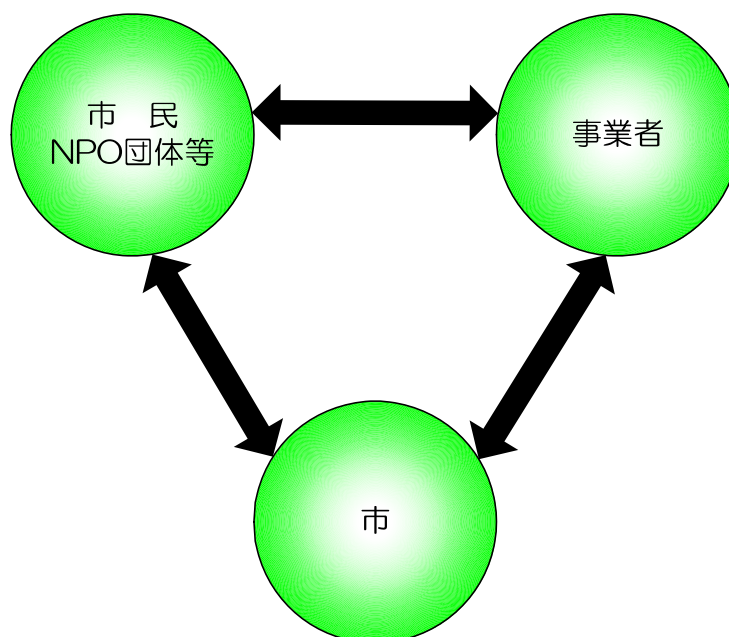
9 広報・啓発活動、推進体制づくり

(1) 推進体制

循環型社会を目指した個別施策は、市だけの取り組みで推進できるものではありません。市民・NPO、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働のしくみを築き、実行することで初めて実現が可能となります。

市は、これらのしくみを築くために、環境フェア（年1回秋に開催）のように市民や各種団体事業者が交流できる場を提供します。

市民・NPO団体等、事業者、市のパートナーシップと協働



(2) 広報・啓発活動

市民（団体等）・事業者・市が協力関係を築いていくために、循環型社会の形成が私たちの将来にとって必要不可欠であるという認識を共有することが大切です。そのためには、私たちを取り巻く環境や廃棄物の状況を正しく理解することが必要となります。市としては、このような知識を提供するため、次表にあるような事例を参考としながら、本市に適当なものを検討し、広報・啓発活動に取り組んでいきます。

広報・啓発活動一覧（事例）

	手法	内容	特徴
印刷物	①ちらし ②パンフレット ③ポスター ④副読本	①ちらし、ポスターは市民全般を対象としている例が多い。 ②特定者（観光客・釣り客等）を対象としたポスターもある。 ③副読本は小学生（中学年）を対象としている。教師用の例もある。 ④その他としては、ステッカー、シール、カレンダー、回収袋、パネル等がある。	①ちらしは安価で大量に作成できる。 ②副読本、パンフレットはコストが高くつく。 ③パンフレットは施設見学者、自治会等具体的な事例を対象としている。
視聴覚物	①カセットテープ ②ビデオ ③映画 ④ラジオ番組 ⑤テレビ番組 ⑥その他	①カセットは、収集車・広報車から市民を対象として流す。 ②ビデオ、映画は資源回収の説明会等で上映されている。 ③ラジオ、テレビは他部局の予算のものもある。 ④その他としては、インターネット、スライド、有線放送、演劇等がある。	①製作コストが高く、印刷物ほど普及していない。 ②今後は視聴覚物の役割が大きくなると考えられている。
看板等	①看板 ②懸垂幕 ③車両媒体 ④その他	①各ステーションの表示用として用いられている。 ②他に、施設案内板・駅前・釣り客・海水浴客等の特定対象の場合もある。 ③収集車両に絵・標語等を書きPRしている。 ④その他としては、ワッペン、テッシュ、風船等がある。	①各自治体でさまざまな形態が工夫されている。
イベント等	①見学会 ②説明会 ③研修会・講演会 ④その他	①小学生を対象とした見学会が定例化している例もある。 ②市民を対象に常時施設見学を受け入れている自治体もある。 ③説明会のテーマの例は以下のとおりである。 ・分別収集について ・ごみ行政全般について ・リサイクルについて ・正しいごみの出し方について ・乾電池等有害廃棄物について ④市民教育として、研修会・講演会を実施している。 ⑤その他としては、写生会、パネル等がある。	①見学会は、施設建設時に地元市民を対象として行う例が多い。 ②市民の参加しやすい方法とすることがある。 ③研修会は職員を対象とする場合もある。
実践型	①不要品交換会 ②再生リサイクル事業 ③集団回収事業 ④美化運動 ⑤その他	①不要品交換会は民間に委ねている自治体が多い。 ②リサイクル事業の例は以下のとおりである。 ・有価物回収 ・地域ぐるみ回収 ・再生展示会 ・空き缶プレス機貸出し ・その他 ③集団回収の報奨金、奨励金を出している例もある。 ④一斉美化、散乱ごみ回収、河川清掃が美化運動として行われている。	①リサイクル事業と集団回収の区別が難しい。 ②自治体が美化運動に対し、補助金及び助成金を出している比率は約75%で、集団回収よりも多くなっている。

(3) ネットワークづくり

情報，知識，意志の疎通がスムーズに図れるネットワークの構築を図ります。

① 回収業者とのしっかりした関係づくり

本市の回収業者とその事業内容を把握し，連絡網を構築していきます。

② 近隣自治体との交流

鹿児島県都市環境衛生問題協議会などを通じて，近隣自治体の清掃，環境担当者と交流を行い，情報交換，資源ごみなどの広域的な取り組み等について話し合います。

③ 県との密接な連絡

県と密接な連絡を取り，情報の提供やアドバイスを受けるとともに協力関係を築いていくものとします。

④ イベント等を通しての交流

不用品交換会，バザー，講演会，地域の一斉清掃などのイベントを通じて市民と自治体，市民相互の交流を図ります。

(4) 進行管理

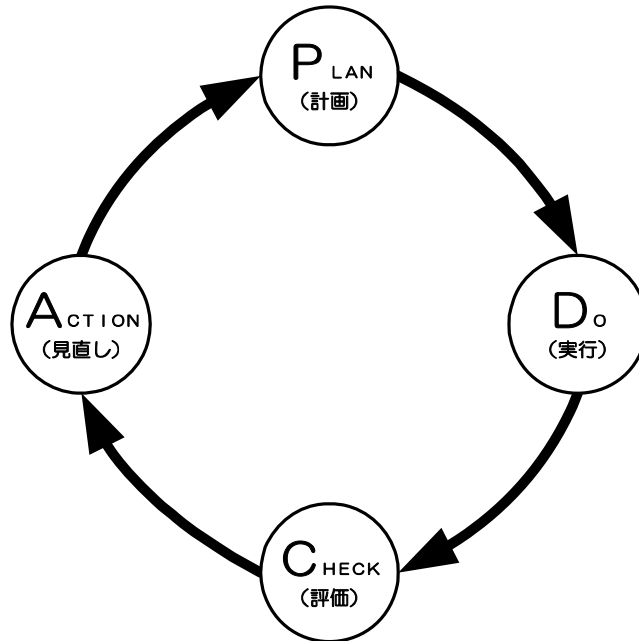
計画の進行管理には，P D C Aサイクルの概念を導入します。

従来の計画は，立案し実行するというプロセスのみで一つの施策が完結する傾向があり，評価の仕組みが十分ではありませんでした。

そこで，本計画では，大きな数値目標の他，各施策にも個別目標を設定し，計画の進行状況をわかりやすくしています。また，適正な進行管理を行うため，市自らが評価するとともに，環境審議会の意見等を参考に見直しを行なっていきます。

具体的には，小さいサイクルと大きいサイクルに分けて点検評価を行い，必要に応じて計画を見直すことでサイクルの維持と目標の達成に努めます。

PDCAサイクル



サイクルの進行管理

サイクル	主な点検評価項目	見直しの内容
小さなサイクル (1年間)	個別施策 個別目標	個別施策や個別目標の達成状況により，行動計画を見直し，個別目標の達成を図ります。
大きなサイクル (5年間)	基本施策 数値目標	基本施策や数値目標の達成状況を踏まえて，新たな基本施策や数値目標の必要性を検討し，基本計画の見直しを行います。

○視点別評価

委員名

視 点	事 務 事 業 を 評 価 す る 際 の 着 眼 点
妥 当 性	・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効 率 性	・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し、コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有 効 性	・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し、十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	■ 妥当性 ⇒ □ 高い □ 低い ■ 効率性 ⇒ □ 高い □ 低い ■ 有効性 ⇒ □ 高い □ 低い

○評価区分

区 分	評 価 の 理 由	チェック
現状のまま継続	・事業内容や実施方法が適切である ・事業規模（予算）が適切である	
見直しの上で継続	拡大 ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・対象範囲を見直す必要がある	
	統合 ・他の事務事業と統合すべきである	
	手段の改善 ・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・民間で実施した方が効果的・効率的である ・市民ニーズの再把握が必要である	
	移管 ・他の課・部署へ移管すべきである	
	縮小 ・事業規模（予算）を縮小すべきである ・対象範囲を見直す必要がある	
休 止	・目的の達成状況、社会情勢の変化から、事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。	
廃 止	・市で実施する妥当性がない	
	・目的の達成手段として不適切である	
	・事業効果がない又は低い	
	・実施の必要性がない又は低い	
	・他の事業と重複している	
今後の改革の方向性	☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止	



外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）

■評価■（今後の改革の方向性）

■付記する意見■